

報告第 45 号

平成 31 年度からの佐賀県市町教育委員会連合会
役員構成について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 11 月 22 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

佐賀県内市町教育委員会の新教育委員会制度への移行に伴い、平成 31 年度以降の佐賀県市町教育委員会連合会の役員構成について協議されていたが、平成 30 年 11 月 8 日の第 3 回役員会にて方針が決定したため報告する必要がある。

平成31年度からの「佐賀県市町教育委員会連合会」役員構成について
～話し合いの変遷とこれから～

佐賀県市町教育委員会連合会
会長 永田由美

1 平成29年度当初より、年度内に佐賀県内20市町において教育委員長の職が無くなり、新教育長制度に移行することから、佐賀県市町教育委員会連合会の役員構成について、役員会や総会において話し合いを始めました。

2 平成30年2月 嬉野市教育委員会において新教育長制度に移行したことによって、佐賀県内20市町教委において教育委員長の職がなくなりました。

3 平成30年8月24日の第2回役員会において各市町教育委員会内でこの問題について話し合いの要請が必要ということになり、このことについて下表を添えて平成30年8月28日付文書「佐賀県市町教育委員会連合会 役員組織について（お願い）」で各市町へ通知しました。

案	A案【現行】	B案	C案	D案	E案	F案
会長	教育委員	教育長	教育委員	教育委員	教育長	教育長
副会長	教育委員	教育委員	教育長	教育委員	教育長	教育長
副会長	教育委員	教育委員	教育長	教育長	教育委員	教育長
全国の状況	9	4	7	9	7	8

4 平成30年10月30日の佐賀県市町教育長会連合会秋季総会において、「3の結果」を持ち寄りこの件について話し合い、以下のような理由で「E案」ですすめるよう決定しました。

- ・非常勤である教育委員（教育長職務代理者）の方に会長職は責任が大きすぎること。
- ・副会長を含め、役員に教育委員を多く配置することで、これまで同様、教育委員の活躍の場が提供できること。

5 平成30年11月8日の第3回役員会において話し合いを行い、「E案」をもとに教委連の役員構成として、会長を教育長（教長連副会長から）、副会長に教育長（教長連副会長から）1名、教育委員2名とし、これまで通り常任理事として旧5事務所の地域より1名ずつ選出（計5名）、教育長代表3名、監事2名（教育委員）で教委連役員会を構成することを決定しました。（次ページ参考資料「平成31年度 佐賀県市町教育委員会連合会役員一覧（案）」参照）

※ この案は、これまでの「教委連・教長連 役職担当地区割一覧表」を引き継ぐことができ、大幅な役員編成の変更を回避できるメリットがあると考えられます。

6 また、第3回役員会において、平成31年度より新役員構成で佐賀県市町教育委員会連合会をスタートするために、平成31年1月24日（木）13時より臨時役員会を開催し、規約改正、具体的な役員選出について話し合いをもつことも決定しました。

→ この臨時役員会の案内については、12月中旬までに発送いたします。

<参考資料>

- 平成31年度 佐賀県市町教育委員会連合会役員一覧（案）（役職担当地区割一覧表より）
- 規約（平成30年度）

平成31年度 佐賀県市町教育委員会連合会役員一覧(案)

役 職 名	氏 名	教 委 名	連 絡 先 住 所(教 委)	教 委 (☎) FAX
会 長	教 育 長 (教長連より)			
副 会 長	教 育 長 (教長連より)			
	教 育 委 員	三神地区		
	教 育 委 員	佐城地区		
常 任 理 事	教 育 委 員	佐城地区		
	教 育 委 員	藤津地区		
	教 育 委 員	三神地区		
	教 育 委 員	東松地区		
	教 育 委 員	杵西地区		
理 事	教 育 委 員			
	教 育 委 員			
	教 育 委 員			
	教 育 委 員			
	教 育 委 員			
	教 育 委 員			
	教 育 委 員			
	教 育 委 員			
	教 育 委 員			
	教 育 委 員			
	教 育 委 員			
教 育 長 代 表	教 育 長 (教長連より)			
	教 育 長 (教長連より)			
	教 育 長 (教長連より)			
監 事	教 育 委 員	東松地区		
	教 育 委 員	杵西地区		
事 務 局	福 井 明 雄	佐 賀 市	840-0811 大財3-11-21 携帯 080-4310-1837 佐賀市教育委員会内 ☎ 0952-40-735 FAX 0952-40-7394	

<参考資料：平成30年度、現在の規約>

佐賀県市町教育委員会連合会規約

名 称

第1条 本会は、佐賀県市町教育委員会連合会（以下「連合会」という）と称する

目 的

第2条 連合会は、教育基本法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨に則り、県内市町教育委員会相互の緊密な連絡協調を図り、民主的教育行政の確立と伸長を図ることを目的とする。

組 織

第3条 連合会は、各市町教育委員会をもって組織する。

事 業

第4条 連合会は、第2条目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 教育行政に関し、市町教育委員会相互の連絡調整を図ること。
- (2) 関係官公署その他に対する請願・陳情に関すること。
- (3) 教育関係の調査・統計及び研修に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

役 員

第5条 連合会に会長1名、副会長2名、常任理事5名、理事10名・監事2名、**教育長代表5名**を置く。

役員を選出

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 役員のうち、会長・副会長・監事は輪番制とし、理事の中から選出する。（別表による）
- (2) 常任理事は、各地区（旧教育事務所）より1名選出する。
- (3) 理事は、各市町の教育長職務代理者（委員代表）を充てる。

役員の仕事

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連合会の会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、予め決められた順序によりその職務を代行する。
- (3) 役員は、役員会を構成し重要会務を審議する。
- (4) 常任理事は、緊急会務の処理にあたる。
- (5) 監事は、連合会の会計を監査する。

役員の仕事

第8条 役員の仕事は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、仕事が終わっても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

会 議

第9条 連合会の会議は、役員会・総会とする。

- 2 役員会は、5月・8月・11月に開催することを原則とする。会長が必要に応じてこれを招集し、総会は、毎年7月に開くほか、会長が必要と認めたときに開催する。

役員会の構成および職務

第10条 役員会は、会長・副会長・常任理事・教育長代表をもって構成し、緊急な場合において総会に代わり議決することができる。

総会の構成および議決事項

第11条 総会は、市町教育委員全員（新教育長を含む）をもって構成し次の事項について議決する。

- (1) 会の予算及び決算に関すること。

- (2) 事業計画の決定及び各種報告に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) その他特に重要事項に関すること。

会議の定数および議決の方法

第12条 総会は、その構成員の半数以上のものが出席しなければ開くことができない。ただし、総会に出席することができないものは、予め書面で他の者に委任し、表決することができる。

- 2 前項の会議の議事は、出席している者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

会の経費

第13条 連合会の経費は、負担金その他の収入をもってあてる。

- 2 負担金は、各市町教育委員会の負担とする。

事務局および職員

第14条 連合会の事務局は、佐賀市教育委員会に置き、職員1名を置く。

会計年度

第15条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

別表

年 度	会 長	副会長	副会長	監 事	監 事
平成28・29	杵 西	藤 津	三 神	佐 城	東 松
平成30・31	藤 津	三 神	佐 城	東 松	杵 西
平成32・33	三 神	佐 城	東 松	杵 西	藤 津
平成34・35	佐 城	東 松	杵 西	藤 津	三 神
平成36・37	東 松	杵 西	藤 津	三 神	佐 城

- 附則 この規約は、昭和31年10月1日から施行する。
本会は、全国及び九州地区市町村教育委員会連合会に加入する。
- 附則 この改正規約は、昭和40年1月20日から施行する。
- 附則 この改正規約は、平成3年7月5日から施行する。
- 附則 この改正規約は、平成18年7月3日から施行する。
- 附則 この改正規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 この改正規約は、平成27年5月27日から施行する。
- 附則 この改正規約は、平成28年5月30日から施行する。
- 附則 この改正規約は、平成30年7月2日から施行する。